令和2年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者選定要領

令和2年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者の選定にあたっては、業務受託応募者から提出された書類の審査(以下、「書類審査」という。)及び「静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者選定部会」(以下、「選定部会」という。)の審査結果により、受託者を選定する。

1 書類審査

(1) 審查方法

募集要項に規定する応募資格、欠格事項、応募書類について、書類審査表(別紙1)に従い、 事務局(静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課)において審査する。

(2) 審査基準

応募資格の全てに該当し、かつ欠格事項の全てに該当しない応募者について、応募書類がすべて揃い、各書類の記載事項に漏れがない場合、書類審査通過とする。

(3) 通知

審査結果は、全ての応募者に電子メール及び文書で通知する。

2 選定部会による審査

- (1) 日時及び場所
 - 令和2年3月16日(月)10:00~11:30
 - ・静岡県中部県民生活センター会議室
- (2) 審査の方法

応募者による提案内容説明(20分間)を行った後、質疑(15分間)を行う。

※応募者による追加の説明資料の持込、スライド等を用いた映像によるプレゼンテーションを可とする。

(3) 項目及び評点

別紙2の審査表により各委員が審査する。

なお、選定部会の委員と応募者の提案内容との間に密接な関係があると事務局が判断した場合は、当該委員はその応募者の審査に加わらないこととする。

- (4) 選定部会における受託候補者の選定
 - ア 委員は、別紙2の審査表の評価の合計点の高い順に応募者の順位付けをする。
 - イ 各委員の順位数を合計し、その合計が最も低い応募者を受託候補者とする。
 - ウ 順位数の合計の第1位が複数者あった場合は、各委員の評価の合計点を合計し、その合計 が最も高い応募者を受託候補者とする。また、評価の合計点の合計の第1位が複数者あった 場合は、各委員の投票を行い最も多い得票のあった者を受託候補者とする。
 - エ 応募者が1者のみである場合は、各委員の配点合計に対し評価の合計点が6割以上となった委員が過半数かつ、委員全員の配点合計に対し各委員の評価の合計点の合計が6割以上となった場合に、その者を受託候補者とする。

オ ア〜エに該当する応募者がなかった場合は、各委員の協議により取扱を判断する。

(5) その他

審査は非公開とする。また、講評は行わない。

- 3 受託候補者の選定結果の公表及び受託者の決定
 - (1) 受託候補者の選定結果は、書類審査を通過したすべての応募者に通知するとともに、報道機関への資料提供と県ホームページへの掲載により公表する。
 - (2) 選定部会の受託候補者の選定結果に基づき、県が受託者を決定する。

書類審査表

応募業務名:令和2年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務

応募者名:

		審査項目	 判定	
応募資格 ※全てに該当する必要あり	1	非営利法人、又は非営利法人のみを構成員とした連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。		
	2	法人(目的を同じくする設立前団体を含む。)の活動実績が、概ね 1年以上あること。		
	3	今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。		
	4	原則として、常勤職員の雇用実績があること。		
	5	NPOの活動を支援する業務(中間支援業務)の実績があること。		
	6	労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する 予定があること。 ※1 県内に事務所又は事業所を有しない法人については、県内在住 者を職員として雇用すること。 ※2 コンソーシアムにあっては、構成員の一部が県内に事務所又は 事業所を有すること。		
欠格事項 ※全てに該当しない必要あり	1	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該 当する者		
	2	静岡県から指名停止措置を受けている者		
	3	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処 分の終了の日から3年を経過しない者		
	4	破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがな された者及びその開始決定がされている者		
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に 掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者		
	6	特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者		
	7	静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等 運営業務受託者選定部会の委員と法人運営において密接な関係の ある者		
応募書類	8	応募書類は整っている。(所定様式、原本1部、副本8部)		
総合判定				
備 考 コンソーシアム申請の場合はその旨を記載する				

令和2年度 ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託候補者選定審査表

評価			評価			
項目	評定の着眼点	配点	Α	В	С	D
体	法人の活動ミッション及び活動計画が、活動センター業 務に適しているか。	4	4	3	2	1
概要	応募目的が活動センターの運営業務に適しているか。	4	4	3	2	1
	特定の分野及び地域に特化した事業計画となっていないか。	4	4	3	2	1
	効果的で効率的な事業計画であるか。	4	4	3	2	1
	自法人の強みや中間支援の実績等を活かした内容である か。	4	4	3	2	1
	以下の事業について、効果的な創意工夫がなされているか	<i>γ</i> °				
事業計画	NPO、協働、社会貢献活動に係る理解・関心の醸成					
	情 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メ報 ニューとの相乗効果等)	4	4	3	2	1
	発信 社会貢献活動の体験機会の提供 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メニューとの相乗効果等)	4	4	3	2	1
	中間支援スタッフ集合研修 人 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	4	3	2	1
	育 成 市町センターO J T研修 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	4	3	2	1
	市 NPO向けセミナー等の開催 町 (テーマ、開催方法、成果目標等)	4	4	3	2	1
	補 伊豆地域市民活動ネットワークの運営 (交流の促進、メンバーの主体的な活動参加の促進 等)	4	4	3	2	1
	認 定 認定等の取得に係るコンサルティング 推 (実施内容、実施方法、成果目標等)	4	4	3	2	1
	その他の事項に関する創意工夫について、効果的な提案 がなされているか。	4	4	3	2	1
	収支予算書が適切な配分となっているか。	4	4	3	2	1
運営体	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	4	4	3	2	1
体制	広域的に機動性のある活動を展開することが可能である か。	4	4	3	2	1
総合	総 合 センター設置目的達成に資する提案であるか。				4	2
	計					
	順位					